

議案第67号

関市留守家庭児童教室条例の一部改正について

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年11月28日提出

関市長 山下清司

提案理由

関市留守家庭児童教室の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

## 関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

関市留守家庭児童教室条例（平成15年関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2その2の表4月、12月、1月及び3月の項中「500」を「250」に改め、同表7月の項中「750」を「370」に改め、同表8月の項中「2,000」を「1,000」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第2その2の表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の別表第2その2の表の規定は、令和6年4月以後の月分として徴収される使用料について適用し、同月前の月分として徴収された使用料については、なお従前の例による。